

38 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターの周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等に関する協定書の運用に関する細則

青森県（以下「甲」という。）、むつ市（以下「乙」という。）、青森県漁業協同組合連合会（以下「丙」という。）及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「丁」という。）の間において、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターの周辺地域の環境保全及び住民の安全確保等に関する協定書（以下「協定書」という。）第15条の規定に基づき、次のとおり細則を定めた。

（青森センター）

第1条 協定書における「青森センター」には、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センター大湊地区に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第23条第2項第5号に規定する原子炉施設（以下「原子炉施設」という。）が設置される限り、同地区を含むものとする。

（関係法令等）

第2条 協定書における「原子炉等規制法その他の関係法令等」の「等」には、原子炉等規制法第37条に規定する保安規定及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号）第2条第2項第9号に規定する説明書（以下「被ばく管理等に関する説明書」という。）を含むものとする。

（事前了解）

第3条 協定書第2条における「新設し、増設し、変更し、又は廃止しようとするとき」とは、原子炉施設について原子炉等規制法第26条第1項の規定による許可を必要とする新設、増設、変更又は廃止をしようとするときをいう。

（放射性物質の放出管理）

第4条 協定書第3条における「放射性物質の放出を可能な限り低く抑えるように管理する」とは、被ばく管理等に関する説明書に記載された放出管理目標値以下に管理することをいう。

（異常事態）

第5条 協定書第6条第1項第9号における「前各号に掲げる場合のほか異常事態」とは、軽易な事故、故障等を含むものとする。

（立入調査）

第6条 協定書第7条の立入調査は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 甲、乙及び丙は、立入調査をするときは、あらかじめ立入調査の内容、立入調査をする職員の職名、氏名、立入調査の日時及び場所その他必要な事項を丁に対し通知するものとする。
- (2) 立入調査をする職員は、その安全確保のため丁の定める保安に関する規定に従うものとする。

(3) 立入調査をする職員は、甲、乙又は丙の長が発行する身分証明書を携行するものとする。

(連絡、通報等の方法)

第7条 協定書第2条の協議の申入れ、協定書第5条第1項の連絡、協定書第6条第1項の通報、同条第2項、協定書第8条第2項、第9条及び第10条の報告、協定書第11条の連絡並びに前条第1号の通知（以下本条において「連絡等」という。）は、書面により行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合においては書面によらないことができるものとし、第1号に掲げる場合にあってはその後速やかに書面により連絡等の内容を相手方に提示するものとする。

- (1) 緊急を要するとき。
- (2) 連絡等の内容が軽易なものであるとき。

(協議)

第8条 この細則に定められた事項について、解釈上疑義を生じたとき、若しくは変更の必要が生じたとき、又は新たに定めるべき事項が生じたときは、甲、乙、丙及び丁が協議の上定めるものとする。

この細則の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁において記名押印の上各自その1通を保有する。

平成4年5月22日 締結
平成18年1月31日 協定書及び細則の一部を変更する覚書締結
平成28年4月1日 〃

甲 青森市長島一丁目1番1号
青森県知事 三 村 申 吾

乙 むつ市中央一丁目8番1号
むつ市長 宮 下 宗一郎

丙 青森市安方一丁目1番32号
青森県漁業協同組合連合会
代表理事会長 赤 石 憲 二

丁 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児 玉 敏 雄

※上記締結当事者の氏名は、平成28年4月1日当時のものである。